

委員会提出議案第4号

さいたま市議会の議決すべき事件等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

さいたま市議会の議決すべき事件等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年7月5日提出

さいたま市議会議会運営委員会

委員長 上三信 彰

さいたま市議会の議決すべき事件等に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市議会の議決すべき事件等に関する条例（平成22年さいたま市条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(議会の議決及び議会への報告) 第3条 [略] 2 [略] 3 市長等は、次に掲げる契約等をしようとするときは、その相手方となるべき者を定める前に、議会と協議の上、当該契約等の概要を議会に報告するものとする。 (1) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号） <u>第12条</u> 若しくは <u>第19条第4項</u> の規定により議会の議決に付すことが見込まれる事業契約若しくは公共施設等運営権の設定又は <u>第26条第4項</u> の規定により議会の議決に付すことが見込まれる許可に係る公共施設等運営権の移転 (2)～(4) [略]	(議会の議決及び議会への報告) 第3条 [略] 2 [略] 3 市長等は、次に掲げる契約等をしようとするときは、その相手方となるべき者を定める前に、議会と協議の上、当該契約等の概要を議会に報告するものとする。 (1) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号） <u>第9条</u> 若しくは <u>第10条の6第4項</u> の規定により議会の議決に付すことが見込まれる事業契約若しくは公共施設等運営権の設定又は <u>第10条の13第4項</u> の規定により議会の議決に付すことが見込まれる許可に係る公共施設等運営権の移転 (2)～(4) [略]

附 則

この条例は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第34号）の施行の日から施行する。